

# 電波監視業務の流れ

国民・免許人

電波の監視

電波利用状況調査

申告

電波の  
捕捉

把握

## 電波監視システム(DEURAS)の活用

発射源の推定

利用・発射状況の確認



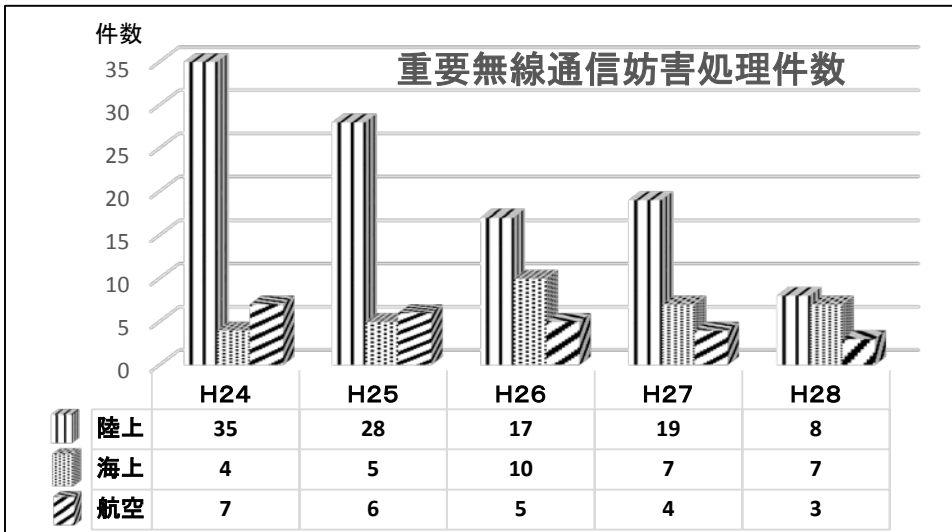
移動  
監視

発射源の特定

告発・行政指導

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金  
(重要な無線通信に妨害を与えた場合は、  
5年以下の懲役又は250万円以下の罰金)

# 1 重要無線通信妨害対策



注 H28年度は、H28.4からH29.2までの集計

重要無線通信とは、警察、消防、救急、海上、航空、携帯電話事業用、放送事業用等の、私たちの生活や安全を守る重要な無線通信を指します。

これらの通信に混信・妨害が発生した場合には、24時間体制で混信・妨害の排除に努めています。

特に、人命・財産の保護に深く関わりのある船舶や航空機で利用されている通信に対する混信・妨害については、関係機関との連携を図り、迅速な対応に努めています。

## 【事例1】 携帯電話用基地局への妨害

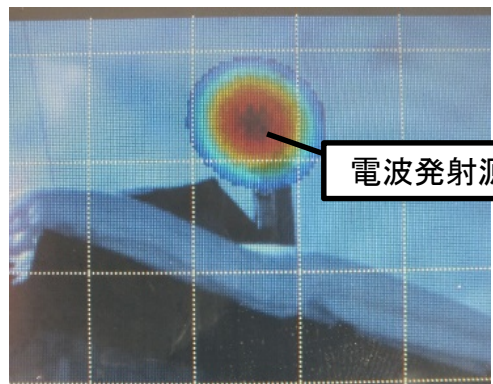
携帯電話事業者から、「基地局の受信に妨害がある。」旨の申告があり、直ちに現地調査を行いました。

可視化装置を用いた調査の結果、近隣の住宅のテレビ受信用ブースターからの漏洩電波によるものと判明し、住民の了承を得て、当該ブースターの出力調整を行い、妨害を排除しました。



電波発射源

干渉波発射元の外観



電波発射源

可視化装置画面

## 【事例2】 放送中継用波への妨害の未然防止

札幌市内で放送中継用波に妨害を与えるおそれがある電波を確認したため、直ちにDEURASで方位を測定し、位置情報と通話内容から発射源を推定し移動監視を実施しました。

調査の結果、除排雪作業の連絡用に**外国規格の無線機「FRS」**を使用していたものと判明。使用者に対し、国内では使用できない無線機である旨説明し、使用を中止するよう指導し、混信・妨害を未然に防ぎました。

### ● 外国規格無線機器

日本国内で使用できない外国規格の無線機器を外国人観光客が国内に持ち込み使用される、あるいは、国内で使用できないことを知らずに通信販売等で購入使用されるケースが確認されています。

外国規格の無線機器を日本国内で使用すると、放送業務用無線や消防無線、防災行政無線などの重要通信に妨害を与えるおそれがあります。



### ● 無線設備以外の電気・電子機器からの不要電波の輻射

テレビ用受信ブースターの発振・電波漏えいによる、無線局や携帯電話への妨害が多発しています。

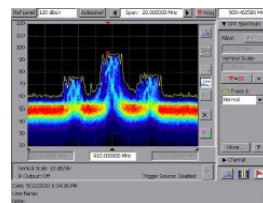
パソコン、送電線、IH調理器、電灯(LED電球)、電気モーター等から発生する電磁ノイズが、無線局への妨害、テレビ・ラジオの受信障害、医療機器等への障害の原因となることがあります。



LED電球

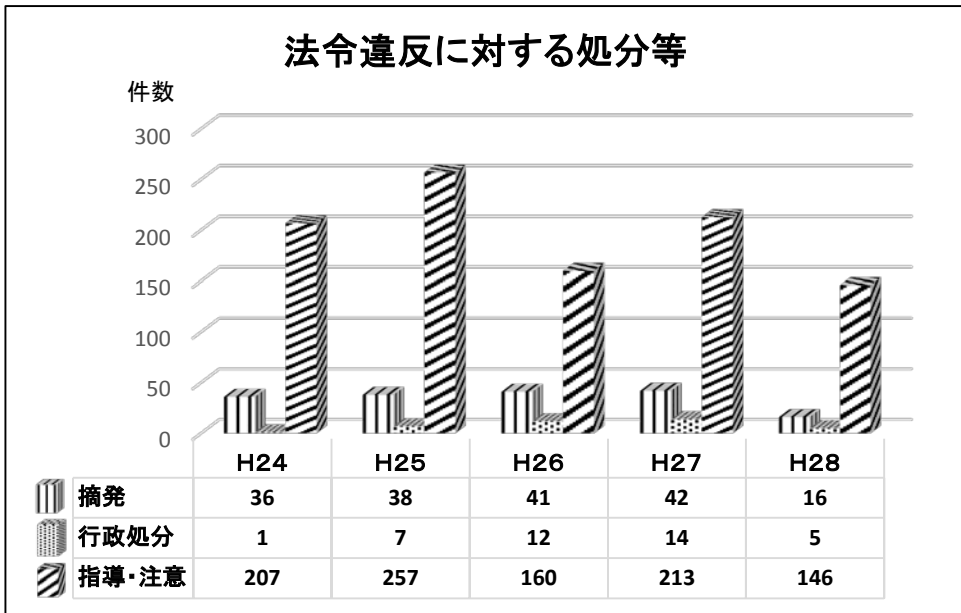


屋外ディスプレイ



妨害波の画像

## 2 電波利用環境の秩序維持



注 H28年度は、H28.4からH29.2までの集計

- ・ 免許を受けた無線局が正しい方法で運用されているか
- ・ 免許を受けずに、不法に開設した無線局を運用していないか



電波監視システム (DEURAS) でモニターし、不適正なものがあった場合は、処分や指導をしています。

不法無線局対策としては、監視車両による移動監視を行い、所在を確認し告発・指導等の措置をとっています。また、路上や港湾において、警察や海上保安庁等の捜査機関の協力を得て、共同での取締りも実施しています。

さらに、規正用無線局を活用した指導を行っています。



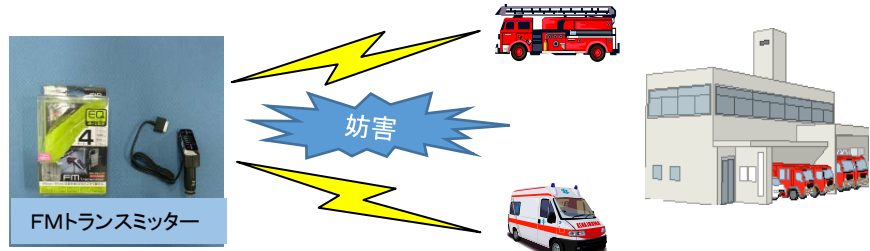
捜査関係機関との共同取締り

### 3 混信妨害等の未然防止に向けた取組

- 「微弱電波で免許不要」と表示されている無線機器の調査と基準を満たさない機器の公表

「微弱で免許不要」と表示されているワイヤレスカメラやFMトランスミッターなどから基準値を超えた強度の電波が発射されたことが原因で、航空用無線局や消防用無線局に妨害が発生しています。

そのため、販売されている無線設備を購入して発射する電波の強さを実際に測定し、電波法で定める微弱で免許不要の無線設備に該当するか否かを調べる取り組み（無線設備試買テスト）を行っています。基準を満たさない設備については公表しています。



- 外国規格無線機器使用禁止への周知・広報

日本国内で使用できない無線機器を外国人観光客が国内に持ち込まないように、また、日本人が通信販売等でそれらの機器を購入することのないよう広く周知・広報を行っています。

外国規格の無線機器を日本国内で使用すると、放送業務用無線や消防無線、防災行政無線などの重要通信に妨害を与えるおそれがあります。

周知広報活動は、スキー場、観光イベント会場などで重点的に実施しています。

#### 《外国規格無線機に関する周知広報例》

##### ○Googleディスプレイネットワーク広告及びリスティング広告(注)の実施

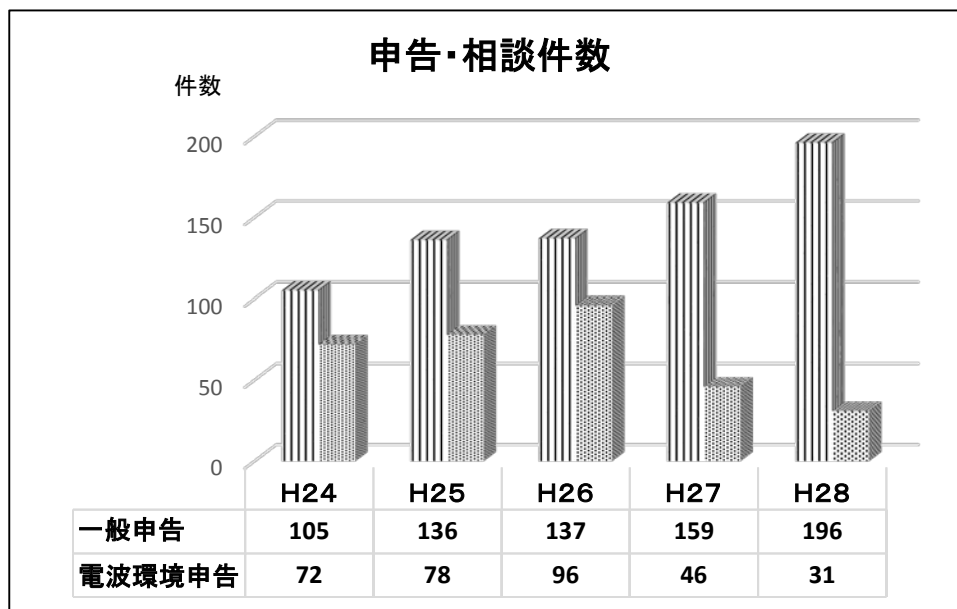
ニセコ、北海道観光、スキー等に関わるアジア、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、台湾、香港、シンガポール、マレーシア、タイの海外のサイトで、ウェブサイト並びにGoogleの検索画面において、日本国内での外国規格無線機の使用禁止を周知するバナー等を表示させ、来日前に注意喚起を実施。



- 注：①Googleディスプレイネットワーク広告  
広告枠の設定のある様々なウェブサイト（Google掲載先）のうち、掲載サイトを絞り込み、バナー広告を表示。  
② Googleリスティング広告  
関連する語”niseko””hirafu”等により検索を行った閲覧者に対し、検索結果右手に広告を表示。

※上記の他、外国の方が多く訪れるニセコ地区のスキー場において、アナウンスで注意喚起やバスにステッカー掲示、さらに新千歳空港へポスターを掲示するなど、周知啓発を実施しています。

## 混信妨害、電波環境申告の状況



注 H28年度は、H28.4からH29.2までの集計

各種業務用無線、アマチュア無線に関する混信妨害などの一般申告は増加の傾向にありますが、電波環境申告(電話機、音響機器などへの障害)については減少しています。

また、電波環境申告の中には、電波が人体に与える影響についての相談も寄せられています。